

シンポジウム「部落解放基本法の制定にむけて」
報告1

部落解放基本法（仮称） 検討小委員会のとりくみ報告

「部落解放基本法」(仮)
検討小委員会事務局

友 永 健 三

(一) はじめに

(1)「同和新法」が制定されて早や二年が経過し、残り三年足らずとなってきました。この残り三年間に、部落差別の撤廃にむけて最大限のとりくみを求めていくことが、なによりもまず必要とされています。

しかし同時に、三年先をみこした準備も本格的にしなげればなりません。それは、今日の部落差別の実態を全面的に分析した時、残る三年で解決しつくすことは困難であるといわねばならないからです。ちなみに、この点について

「部落差別は基本的になくなりつつある」と主張する人々ですら「二一世紀に部落差別をもちこすな」（これとて科学的な根拠のないものであるが……筆者）といわざるをえない部落差別の現状があります。そうすると、二年先においても存在する深刻な部落差別を撤廃するために役立つ「法律」について本格的に検討を開始しなければならぬと思います。

「同和新法」の制定をみるまで、一年半もの本格的な努力を必要としたことを考え、さらに、三年先に制定を求めていく「法律」がこれまでのような環境改善を中心とした「特別措置法」ではなく、部落差別の全ての分野における

差別撤廃を目的とした「基本法」であるという点を考える
と、これにむけた本格的な準備が必要となってきたというこ
とが明らかだと思えます。

このような状況下で、去る三月二十三日に、部落解放同
盟中央本部の委嘱で、「部落解放基本法」(仮称)検討委員
会が設置され、三回にわたる小委員会が開催されてしまし
た。以下にその内容をごく簡単に紹介したいと思います。

(2)まず、これまでの経過を日程をおって紹介します。

①三月二十三日 「部落解放基本法」(仮称) 検討委員
会の設置・第一回検討委員会

報告①「部落解放基本法」「人権基本法」の制定に
むけて
部落解放研究所事務局

報告②「差別撤廃法」にむけた構想

松本健男・弁護士

報告③「同和对策立法」の現点と原点

高野真澄・香川大教授

②四月二十一日「部落解放基本法」(仮称) 検討第一回
小委員会

報告①「アメリカのアフアーマティブ・アクション」
について

小川 登・桃山学院大学教授

報告②「特別措置法」制定の法律論議について

谷口修太郎・元部落解放同盟中央本部事務局
長

③五月十九日 「部落解放基本法」(仮称) 検討第二回
小委員会

報告①「人権基本法」について

磯村英一・東京都立第名誉教授

報告②「人種差別撤廃条約」について(第四条と第
七条を中心に)

齊藤恵彦・東京外国語大学教授

④六月十六日「部落解放基本法」(仮称) 検討第三回小
委員会

報告①学校、社会教育の促進のための法的、行政的
措置について

海老原治善・東京学芸大学教授

報告②「基本法」の構想について

高野真澄・香川大教授

次にこれまでの討議の主な内容を以下に紹介します。

(一) 「部落解放基本法」(仮称)

第一回検討委員会

る。③できれば本年十月の全研には、第一次(案)ぐら
いを出していただきたい、と要請事項が提起されました。

続いて、これまでの研究成果の報告として研究所の友永
健三事務局長より、①「部落解放基本法」・「人権基本法」
についての基本的な考え方、②その大綱、③検討委員会の
体制、日程、④当面の検討課題、等について報告され、高
野真澄先生よりは、『部落解放』二〇七号の論文にもとづき
「基本法」の立法根拠、歴史的意義、立法像等について報
告されました。さらに、松本健男・弁護士より、『部落解
放研究』三六号の論文にもとづいて、「差別撤廃(禁止)
法」についてのかかり詳しい内容を示した構想について報
告がなされました。

この後、参加者より意見や感想が出されました。概略は
以下の通り。

〈小森龍邦・書記長〉

「特別措置法」制定やその時の歴史的背景、経緯などを
十分ふまえた上での法案づくりが重要であると、また一方、
差別撤廃の為の国際的な立法措置とその教訓も十分熟知し
た上での検討が必要だと感じています。

〈森井暉・関西大学〉

差別禁止法についてはですが、一般的な刑法の傾向として
は刑事罰をもって対処していくのは避けようとする傾向が

(三月二十三日 部落解放センター)

出席者

・ 解放同盟中央本部より 上杉佐一郎・小森龍邦・山中多

美男

・ 部落解放研究所より 村越末男・鈴木祥威・友永健三

・ 学識経験者より 高野真澄(香川大学・憲法)・森

井暉(関西大学・刑事訴訟法)

・ 松本健男(弁護士)

〈概要〉

部落解放研究所の村越末男理事長代行(当時)の司会に
より始まり、最初に上杉佐一郎執行委員長より中央本部代
表挨拶をかねて問題提起がなされました。

その中で、①女性差別撤廃条約の批准に際して、今日、
国内法の整備として「男女雇用平等法」(仮)が大きく論
議され、さらには、財界から制定に猛烈な反対論まで出て
いる事を考えた時、人種差別撤廃条約の批准を進めると同
時に国内法の整備、その重要な一環としてある「部落解放
基本法」(仮称)の内容づくりが極めて重要かつ急を用する
課題であること、②私人としては一九八一年十一月の
参議院で述べた参考意見のように、事業法(実態的差別の
解決、時限立法)と差別撤廃法(いわゆる「基本法」で心
理的差別的解決)の二本建てが必要ではないかと感じてい

ありますが、日本のような法治国家の場合、総合的な差別撤廃の施策の一環として禁止法も一つの有利な手段であると思います。

しかし、そのためには、犯罪の構成要件をはじめ、かなり厳格な法規定の整備が重要だと感じます。

〈上杉佐一郎・執行委員長〉

確かに、刑事罰を科すという事は国民的意識や政党レベルの判断からしても、かなり厳しい点があります。福岡県なんかでやったように、「部落地名総鑑」購入企業に対して、県の許認可を取り消して一定期間、営業停止を行なうというような行政処分の方がまだ可能ではないかと思われ

ます。

注意しなければならない点として「人種差別撤廃条約を批准したのだからそれで十分じゃないか」ということで、国内法の整備が全く行なわれない可能性もあり、これは警戒する必要があります。

〈山中多美男・執行委員〉

最近起きた福岡の大倉住宅に関連した差別事件や「部落地名総鑑」差別事件でみられるように、差別事件を引き起こしているのに、居直った姿勢をとる者への調査の強制力や、ファッショ的な団体、活動への法的規制は人種差別撤廃条約でもふれているように最低、必要と思います。

〈小森龍邦・書記長〉

「差別が犯罪である」ことは、明記する必要がありますが、処罰の内容はかなり穏やかなものでいいのではないかと思います。やはり基本は運動であると思います。

〈上杉佐一郎・執行委員長〉

「人権基本法」(仮)の点についてですが、磯村英一氏は、「国民的合意」という点においてこの考え方をかなり強くもっておられます。

いろいろなご意見が出されましたが、今後、先生方で、学者、研究者の立場として、格調高い「基本法(案)」づくりを進めて頂きたく、よろしくお願い致します。

(以下略)

(三) 第一回小委員会 (四月二十一日 部落解放セ

ンター)

報告者

小川 登(桃山学院大学教授)

谷口修太郎(元部落解放同盟中央本部事務局長)

出席者

高野真澄(香川大学・憲法)

森井 暉(関西大学・刑事訴訟法)

松本健男(弁護士)

山中多美男(部落解放同盟中央執行委員)

大賀正行(部落解放研究所研究部長)

友永健三(部落解放研究所事務局長)

〈概要〉

(1)はじめに、小川登・桃山学院大学教授より「部落解放基本法」(仮称)のもとにおける「特別措置」のあり方の検討の一環として、アメリカのアファーマティブ・アクション(特に雇用創出をめぐって)について報告が行なわれました。

アメリカのアファーマティブ・アクションとは、人口比にもとづく雇用割当て制に象徴される政府・地方自治体がとっている差別撤廃の積極的政策、行動のことです。

この考え方の基礎には、差別とは基本的に人為的に作られてきたもので、累積された差別である以上、その基本的解決のためには人為的(作的)行動が不可欠であり、資本主義の一つの原理である市場原理にまかせておいては差別はなくならないという認識があります。

そこでアメリカでは経済学上の大問題として「差別と資本主義」という問題がとりあげられているのです。

この点で特に雇用の機会均等の保障をめぐって、どのような考え方と取り組みがアメリカで進んできたかが報告されました。

まず、雇用の創出・促進安定という場合、①労働市場以前の差別(教育権の保障の欠如)、②労働市場の人口における差別(就職差別)、③労働市場内における差別(昇進、賃金上昇、職種における差別)という三つの側面での問題があり、これらの側面についての積極的施策(アファーマティブ・アクション)が必要であることが指摘されました。

その点で、アメリカの割り当て制度も、①一九六〇年代後半は、小教者集団への重点的投資の実行、②一九七〇年代にはいり、さらに進んで企業への雇用割り当てという「労働市場の人口での差別」を直接に撤廃する方向をとり、③一九七〇年代後半には、「昇進、地位をめぐる差別」に対し、「よい職業、高い地位、収入」への割り当て制へと発展していった歴史が述べられました。

最後に、若干の政策提言として、「部落解放基本法(仮)問題の解決の一施策として、①部落解放基本法で雇用労働者の「就労形態」(常雇、臨時工、日雇等)の構成や就業先の企業規模、就労内容の構成を全国平均もしくは、大阪府平均水準へもっていくことを目標とし、②そのための手段として(1)常雇、(2)三〇〇人以上の企業、(3)事務職という三つの面において、それぞれ一・八％(大阪府人口八四五万人のうち部落人口約一五万人と推計)の雇用を企業に義務

づけることが必要であることが提起されました。③その際の部落民の「判定」は、「仕事保障要求組合」への自己登録といった方向をとることが予測されるといった内容が報告されました。

質疑の中では、①割り当て制の対象となる小多数者の範囲はどこまでなのか、②障害者もその対象となるのか、③雇用機会均等法は、時限立法なのか、恒久法なのか、その実施期間の性格はどのようなものか、④割り当て制と共に、雇用計画は存在しているのか、⑤割り当て制は民間企業に対しても適用されているのか、⑥割り当て制に違反した場合どうなるのか、⑦連邦政府の法律は州政府との関連でどの程度有効なのか、⑧アメリカの割り当て制は、日本の場合どのくらい有効制をもつのか、といった点で質問が出され、活発な意見交換がなされ、今後さらに検討の余地があることが確認されました。

(2)続いて、谷口修太郎・元部落解放同盟中央本部事務局長より、私見として「特別措置法」制定時の頃の部落解放のための法律議論について、今日の「基本法」議論と関わって以下の報告がなされました。

最初に、「特別措置法」制定前後の頃の状態として、が報告されました。これは、興信所が身元調査をして部落出身であることを告げられたことにより、生じた事件です。しかも、糾弾会の内容が大きくマスコミに報道されると、皮肉な事に興信所への依頼件数が倍以上に増えたというように結婚差別の厳しさと興信所の差別調査の実態が如実に示されました。

これを機に、こうした悪質な差別行為に対して、法的規制を加えるべきだとして、法務省に対する闘いが進められました。しかし、この闘いは政府の厚い壁の前に十分な成果はあげられませんでした。今日における「興信所・探偵社規制条例」の制定運動等にうけつがれており、貴重な体験だったと思います。

第三点目として、こうした部落差別の法的規制の論議は実は、水平社の創立以来、さらにさかのぼって改善運動のなかでも法的規制の論議が存在していました。

これは、いずれも、部落差別に対する部落大衆の素朴な怒り・気分を反映したものです。

これに対して水平社としては、差別を作り出す社会的基盤、背景を改めず、目の前の差別者を罰しても根本的な解決にならないし、部落に対する反感を高めていくだけに終るのではないかということで否定的な考え方でした。

しかし、これは、法的規制そのものを反対しているので

「答申」を武器に、「法」制定の要求運動が展開されましたが、二十回大会前後の組織内の矛盾と法律論議や研究できる体制が不十分であったため、解放同盟の側にも法律(案)は二年半ほどない状況であったこと、政府側もまた部落問題に対してどうしていいか十分な考えをもっていない、法(案)をもっていない状況でした。

こうした中で、地方自治体はとりあえず「同和対策事業」を執行していく上で、政府の財政措置をもっとも要望していましたし、解放同盟も地元の要求を表現し、行政闘争を強めていく上で、財政保障が重要と考えられていたこともあって、できてきた法律(案)は、解放同盟も「全同対」も似通ったもの(＝基本的には、財政特別措置法的なもの)となった経過があります。

こうした経緯の中で当時は、今日、論議されているような「基本法」づくりの論議というのではありません。

しかし、指導者の誰も、「特別措置法」で十分だと考えていた訳ではないし、「特別措置法」制定後、雇用、「同和教育」、環境改善の三つの分野について補完する法律の必要性とその内容について論議・検討がなされました。これは、正案にまでは至りませんでした。

第二点目としては、法的規制の論議についての経緯として、一九六九年七月に表面化した、滋賀県の結婚差別事件は、部落差別の社会的背景・基盤の闘いと切り離されて、ただ差別者を罰せよという直接的な要求となっていた故に否定されたものと思われまます。

また、融和運動の側としては、水平社の糾弾闘争を抑えることができるのではないかとという水平社運動対策の考え方も多分にあったのではないかといいことでした。

また、当時の支配者の側からの反対論があり、①法制的には解放されているのだから、存在しないはずの差別を法律をつくって問題にする必要はない。②既存の法律でも十分対応できる。③新たに法律をつくることは水平社の運動を増長させることになるという考え方でした。

第四点目には、今日、「部落解放基本法」が検討されていますが、部落差別をなくする法律を考える上で、部落差別とは何かということ改めて問い直さなければと思えます。つまり、大きく分けて①差別言動と、②社会的背景↓いわゆる市民的権利が考えられますが、この点で、「働く」権利と教育権の保障という点が、重要視されることと、差別行為の中でも著しい差別に対する法的規制が検討されるべきだと思います。

また、他の差別の関連も出てきますが、広く反差別法の性格を持つ場合、これは、一方的で幅広い世論の支持が可能となりますが、他方、部落差別がばやけるということも

ある、と思います。

最後にこうした論議をする上で、これまで「法」が部落解放運動に果たした役割りと不十分点を明らかにするという作業をしておく必要がある、という指摘がなされました。

(四) 第二回小委員会 (五月一九日 松本記念館)

報告者

磯村英一 (東京都立大学名誉教授)

齊藤恵彦 (東京外国語大学・国際法)

森井 暉 (関西大学・刑事訴訟法)

出席者

高野真澄 (香川大学・憲法)

松本健男 (弁護士)

村越末男 (部落解放研究所理事長代行)

友永健三 (部落解放研究所事務局長)

〈概要〉

村越末男・研究所理事長代行の開会挨拶ではじまり、続いて、磯村英一・東京都立大学名誉教授より、「人権基本法」(仮)の背景となる考え方について報告がなされました。

「人権基本法」(仮)を考える理由として二点が述べられました。第一点目は、「同対審」答申の流れをくんでいくこれまでの「同和」立法と世界人権宣言に代表される西側にあるが、日本では国境という意識が極めて弱く、民族の単一性が強く、条件がかなり違っている、ということが述べられました。具体例として、アメリカでは在米日系人への戦争中における強制連行をはじめとした権利侵害、差別に対し、半世紀後の今日においても、賠償が必要と反省する基本姿勢に代表されるようなマイノリティに対するしっかりとした考え方があるが、日本では難民問題や障害者問題にみられるように厳しい差別が存在していることが述べられました。

また、「コミュニティ」という概念についても、日本では上下(タテ)の関係で全てを理解する傾向が強く、「隣人」という考え方が弱いため、あてはまらない状況にあることもふれられました。

最後に、部落解放とは何か、その実態はどういうものか、について新たな立法措置を考える上でも必要ではないか、という事が提起されました。

この後、質疑に移り、①「人権基本法」として何故必要なのか、②「人権基本法」の中味は具体的には反差別ではないか、③「人権基本法」の場合、国内反差別の団体がそれぞれ固有の内容を持っている、という難しい問題があるのでは、④「特別措置法」はどのような位置づけとなるのか、⑤近年の悪質な差別落書きに差別煽動や就職差別、差別的

欧的な考え方の「人権」との接点の中で部落問題をクロアズアップしていく必要があるという点です。

第二点目としては、今日まで「特別措置法」一〇年、その三年延長、「同和」新法と三たびにわたる法律をへている中で、部落問題の解決には、あと三〇五年の措置をすれば物足りるのではという考え方が生じている。さらには、「同和」をかたる数多くの団体が様々な問題をおこし、これに対する強いアレルギーがある。そこで三年先に部落問題に役立つ法律を考えた場合、改めて「人権」という視点より提起していく必要があるのではないか、という事が指摘されました。

これに関連していくつかの点についても報告がなされ、一つにはアメリカ等でいわれている「マイノリティ」という概念の中に、日本の部落問題も含まれるということについて、抽象的に考えた場合、同意できる点もあるが、具体的な問題をみていく上ではどうかという疑問が出されました。

同氏の結論は、前回の小委員会で報告されたようなアメリカのアフアーマティブ・アクションを日本の部落問題解決のために適用するのは疑問がある、という点です。

つまり、社会構成をみた際、アメリカでは「違い」(人種、皮膚の色、民族 etc) が明らかであり「認め」られているが、日本では「違い」(人種、皮膚の色、民族 etc) が明らかでない。①差別は、特に心理的差別は簡単になくならないのだから、法的根拠は必要であること、②ただ、部落問題だけを対象とした法律ではむずかしい現状があり、最近の解放運動においても、「人権」を主張している状況を見た時、「人権」基本法として対象を広くし、その中核に部落問題をすえていく必要があるのではないか、③また「人権基本法」のもとに、それぞれの反差別の問題を位置づけていくことを通して、各団体の主張の対立を取り除いていきたい、④「人権基本法」を法的根拠として、具体的には予算措置でできるのではないか、⑤また、最近の多発する悪質な差別事件の現状を見ると、個人的には「法的規制」についても考えざるをえないところに来ているのではないかと思っている、といった話がなされ、活発な論議がなされました。

(2) 続いて齊藤恵彦・東京外国語大学教授より、「人種差別撤廃条約」のキー・アティクル(重要な条項)としてある第四条と第七条に関する人種差別撤廃委員会等による研究報告が紹介されました。結論として、第四条は(差別

煽動の禁止)は、事後措置(治療)と同時に威嚇・予防効果もあるということが述べられました。

最初に、解釈論として、①差別思想の「流布」「煽動」という場合、差別の意思、つまり意図的である必要があるかどうか、②「煽動」という場合、行為者は煽動の結果を意図していたことを必要とするかどうか、ついて、人種差別撤廃委員会としては①差別の意志があろうとなかろうとまた、結果の重大性の大小にかかわらず、「流布」「煽動」行為そのものを処罰するものであること、②「煽動」結果を行為者が意図していたかどうかは必要ではない、という見解であること、但し、実際には国々によって違うことが報告されました。

次に、「思想・表現の自由」に対する関係について報告されました。

一般的了解として「第五条に掲げられた市民的権利を採用して第四条に従って負う義務の遵守を妨げてはならない」という確認があること、従って表現・集会・結社の自由は絶対的ではないこと、が述べられました。

そして「条約」を批准した国々は、この四条と国内法との関係を調整するために、さまざまな取り組み、工夫をしていることが話されました。

例えば、フランスでは批准の際に、表現や集会・結社の環境の変化で再起してくるものであるから、七条の実施が必要でこの当事国の義務は、極めて厳格であり、迅速かつ有効な、あらゆる手段をとること」が協調されました。

(3)この報告と関わって森井暉・関西大学教授より、差別的規制にあたっての理論的枠組みについて、刑事立法の立場より報告がなされました。

刑事罰を新たに科す場合、①乱用の危険、②犯罪化に伴う新たなレッテルはり、家族関係者の被害、③国家負担の増大、という問題があること、この点をふまえて差別的法的規制を考える場合、「社会発展の中で生じてきた新しい侵害特に憲法のもとに確立されてきた新しい価値秩序(国民主権、基本的人権、平和)に対する侵害」という枠をまず土台にすえるべきでないか、ということでした。

この枠組みの中でも、①悪質な差別煽動、②就職差別、③差別を助長するような営業行為、については刑罰化の方向で考えられるのではないか、との指摘がなされました。そしてこの場合、法益原則を補完する制約原理として①手段の適正化(法益が保護できるかどうか)、②必要不可欠性(予防の実効性(法に対する国民の遵守))、③均衡性(犯罪行為に対する刑罰の必要性)、④当罰性(刑罰の重さとその目的の均衡性)の四条件をふまえて、法的規制の内容を考

自由に両立しない反差別法は、その制定の義務を負わない、と宣言しながらも、二年後の一九七二年に反人種差別法を制定し、国内法を整備していったこと、オーストラリアでは、「条約」批准のため人種差別法を制定し、ここでは①今のところ四条に規定された全ての行為を犯罪とみなすことはできない、②しかし、若干の行為は、この法律で「違法」と宣言する、③しかし、これは、刑事罰を科すものではない、④今後も人権の全体的な枠組みの中で、四条の実施を進めていくという基本姿勢をとっていることが、報告されました。

ただ、人権差別撤廃委員会として、どの行為をどの様に処罰するかについては、各国の自由ではなく、第四条に定めた規定には強行的性格があり、この線から逸脱することはできないという考えであることが述べられました。

結論として四条と表現・集会結社の自由との関係はパランス問題であること、このために、NGOをはじめとした民間組織と政府との対話、コンセンサス作りが重要であること、遅くとも「条約」批准後の常識(教育・文化・マスコミによる啓発)的な期間内に国内法の整備が必要なが指摘されました。

第七条については、時間の関係もあり、簡略に報告され、「差別というものは、一時押し込んでまた、社会・経済

えていけばいいのではないか。さらに法益概念の対象としては、「生命、身体、名誉など、および個人の生活利益、それを守るための必要不可欠な外部的条件があるのではないか」という提起がなされました。

また、この意味で、有害図書への法的規制や一般的な倫理維持は「社会的次元の行為に対する安易な犯罪化」であり、「治安対策としての犯罪化」と同様許されないものであり、今日検討している差別への法的規制とは違うことが指摘されました。

(五) 第三回小委員会 (六月一六日 部落解放セン

ター)

報告者 海老原治善(東京学芸大学教授・教育学)

高野真澄(香川大学教授・憲法)

出席者 森井 暉(関西大学・刑事訴訟法)

松井健男(弁護士)

山中多美男(部落解放同盟中央執行委員)

友永健三(部落解放研究所事務局長)

〈概要〉

(1)はじめに、海老原治善・東京学芸大学教授より、「部落解放特別措置法」草案(一九六七年)、「地域改善対策特別

措置法」(一九八三年)および「同和」予算における「教育」の位置づけ、内容の特徴が指摘されました。特に①同盟側の案であった「部落解放対策特別措置法」草案(「教育の向上」)を除いて「教育の充実」という表現がなされておらず、これは人ではなく、教育条件(環境)の改善に重点を置いた発想となつていてこれを反映していること、②国が「同和教育」として取組んでいる点は、(1)就学、進学奨励、(2)社会教育施設の整備、(3)部落問題の学校・社会教育での啓発に限られていること、③国会審議を通じて「特別措置法」に対する確認事項として一〇カ年計画と指導者養成があるが、例えば一九六九年地方自治体で唱われた「町づくりの基本構想」との関連づけも全くなされなかったように実際には極めて不十分なものであったこと、等が述べられました。

次にいわゆる「基本法」と呼ばれている法律の中における「教育」施策の特徴が、「農業基本法」「中小企業基本法」「公害対策基本法」「消費者保護基本法」心障害者対策基本法」等を見ていく中で報告されました。

具体的には①後継者養成、技術、経営革新の研修システム(大学の設立を頂点としたシステムがあること)、②明確に一般国民、学校、社会教育での「教育」「知識の普及」「訓練」が唱われていること、③しかも、教育内容の具体

設置、⑦広報活動の活発化、⑧「文化」「スポーツ」等に関する規定も視野に入れること、等々が提起されました。

これについては、討論の中で、「部落解放基本法」の性格上、その中には全て網羅できないと思われ、教育に関する個別法」としてまとめていく必要性も指摘されました。

また、今日こうした部落解放教育推進のための法的、制度的な検討とその実現のための運動は最近高まってきている教育権の保障の闘いの流れ(新潟市や高知市の教育権保障を求めた直接請求の闘いや日教組の国民教育改革プランづくりの考え等々)と合致したものであり、同時にその先駆的役割を果たしていくものとして位置づけられていく必要があることが強調されました。

(2)続いて、高野真澄・香川大学教授より「部落解放基本法」の必要性について、①部落の現状、②「特別措置法」の成立の背景と問題点、③「反差別法」の国際的高揚の三点より簡単に説明がなされた後、以下の内容で「基本法」に関する構想が報告されました。

〈「部落解放基本法」の基本構想〉

世界人権宣言、国際人権規約、人種差別撤廃条約等の国際人権条約における人権擁護および差別撤廃の理念並びに日本国憲法十一条および十四条の定めるすべての国民が基

的な中味まで明示されていること、④教育のみならず、生存権、労働権、文化権の総合的規定がみられること、等々が指摘されました。そして、これらは現在の「地域改善対策特別措置法」において、すべて欠落しているのではないかと、ということが述べられました。

続いて、文部省の教育行政の全領域にわたって部落解放教育推進に必要な措置が再検討されるべきであり、「地域改善対策としての教育の振興」というような全体から切り離れた状況にある現在の部落解放教育に対する文部省の位置づけや施策は、極めて不十分なこと、さらに、文部省・教育行政自体の中で就学前教育としての保育所が全く位置づけられていない点や、社会教育が弱いことが指摘されました。

最後に、「部落解放基本法」での教育条項として考えられる点が以下の通り報告されました。主だったものとして、①目的として、「教育の充実」ではなく、「教育の振興、向上をめざし」と明記すること②学校教育について(1)就学前から高校までを教育権の保障として唱うこと、(2)それに伴う奨励、援助を規定すること、(3)「同和」教育基本方針(学習指導要綱に入れる)の策定の明記等、③反差別教育の国際的経験の普遍化、④リーダー養成のシステム、⑤部落解放計画と町づくり基本構想の一体化、⑥審議会の

本的人権の享有を妨げられず、法の下に平等であるとの原理に基づき、被差別部落出身者という社会的身分を理由とする部落差別の全面的撤廃を期して、「部落解放基本法」の制定に向けて何がしかの構想を示すことである。

本法では部落問題の解決には対象が限定される。

国、地方公共団体との責務の履行、並びに国民の協力が明示され、部落差別撤廃のための基本分野と、有機的、総合的な諸施設と実施が明記される。すなわち、①劣悪な実態を是正するための特別財政措置(事業法)、②悪質な差別行為に対する規制措置・司法的救済措置(規制法)、③国民の正しい理解を深める教育、啓発施策(予防法)。

そして、各施策の実施計画の提示、年次報告の義務、法律上の機関としての審議会の設置、等を定める。

従って、立法形式は宣言立法を前置きして、基本となる事項をいくつかの関連する個別立法で典体化する形となる。基本分野の構成としては以下の三つに分けられる。

(一)事業法

ここでは、部落差別の実態面の改善を、環境的改善だけでなく、生活水準、雇用、産業、教育、等のソフト面も含めて、実質的水準等を保障することである。「仕事」を含むソフト面の位置づけがより重視されるべきである。但し、「事業法(特別法)」の継続が客観情勢からみて厳し

く、再々延長が期待できない場合、「当分の間」として「基本法」のなかで経過規定として掲げることも検討されてよい。

(2) 規制法

わが国には差別的言動に基づく侮辱を処罰する刑罰法規は存しない。万人は平等であるのに何故差別が横行するのか、差別があった場合に公的に罰するという制度が社会的に確立されていないからではないか、差別禁止法はこのもつともな意見に応える立法である。だが規制法は罰則を伴うだけに立法化には十分な慎重さが求められる。

そこで、差別行為のうち、特に、悪質な差別行為について刑罰化が考えられる。その対象は差別煽動行為、就職差別(部落地名総鑑販売入手事件)、差別を利用する意図的な営業調査活動(興信所・探偵社の調査)等についてである。対象が確定されても、さらにそれに加えられる刑罰的規制の諸条件が考慮されるべきであろう。何故なら差別規制法の定位はわが国の刑罰法令の全体に少からぬ影響を与えるからである。なお差別の犯罪化については国民世論の受け止め方や政党の政策レベルでの抵抗も予想される。さらに法的規制に当っては憲法上の言論表現(二十一条)や営業の自由(二十二条)との調整を要しよう。

法的規制と併せて、差別の被害者に対して迅速な司法的会の内容をごく簡単に紹介させて頂きました。

その中間的な結論としては、①過去の取り組みの反省、②今日なおも深刻な部落差別の実態、③さらに人種差別撤廃条約に代表される国際的な人権擁護の流れなどを踏まえてみた場合、「部落解放基本法」の制定が求められているという点です。

そしてこの「部落解放基本法」の内容としては、①宣言②予防・啓発③特別の事業④悪質な差別の規制が盛り込まれる必要があるという点です。

ただ問題は、これらのそれぞれは性格の異なった分野の内容を一つの法律で盛り込んでしまうのか、それとも「基本法」と「個別法」のセットで考えていくのか、法的規制の内容は具体的にどうするのか、さらには、「人権基本法」との関係はどうするのか、またこれから煮つめていかなければならない課題も少なくありません。

本日の討議を充分参考にさせて頂いて、十月の予定されています、部落解放研究第十七回全国集会で、より煮詰めつつたものを報告させて頂きたいと思っております。

(部落解放研究所事務局長)

措置を講じ、失われた市民的権利の回復、救済を図ることが検討されてよい。そして本法にもとづく差別禁止「委員会」が被害者に代って救済手続きをとることを保障することも必要となろう。

(3) 予防法

不合理な差別行為に対する法的規制と救済を重視するとともに、差別行為を生み出す意識そのものの根源に目を向け、誤った偏見や差別観を克服、解消するためにはいかにすべきか。この点で、教育等、差別行為の予防ないし人権啓発事業実施のためなどに広く法的根拠を与え、市民的権利の眞の創造と再生を期する、「部落解放基本法」の定立が展望される。このような観点や主張はすでに環境改善的事業法としての同対法(地対法)を内容的に反省する立法形態として打ち出されていたが、その点は今おくとして、「基本法」には差別的偏見等、差別意識の撤廃をめざして、その予防は正措置として、教育と啓発の課題を掲げる必要がある。「人権」を視点に備えた「基本法」のなかでは、差別の根源に迫る領域として最重要な分野となろう。

(六) おわりに

以上、第一回検討委員会からはじまって、三回の小委員